

の弘通の歴史に關心を抱き、この方面からいささか解明を試みようとするものであるが、今回は、ブリヤートルマ教界の長バンディダー・ハンボラフ *Bandida mkhanpo blam-a* の成立過程に焦點をあてて述べてみたい。

ハンボラマ初代と目されるゲンドゥン・ツェテン・パダル・ギェ・ザ・ヤ・エフ *Dge ldun bstan pa dar rgyas Zaya-yin* は、一七二一年、セレンガブリヤートのツォン・ゴル氏に生まれ、長じてチベットへ赴き、レボン寺のゴマン學院で修業し、一七四〇年歸國した。翌年、その手によってブリヤート最古と稱されるツォン・ゴル廟が建立された。この年には、後にハンボラマの常住所とされたグシーエ湖廟も、ハタギン氏のジムバ・ビアガル・ダエフ *Jimba Ayaldai-yin* によって建立されているが、これにもザ・ヤ・エフが關係を有している。ザ・ヤ・エフは一七六七年、エカテリーナ二世が召集した法典作成委員會に出席して、ディプタートル・ハンボ *Diputad mkhanpo* の稱號を授與され、後一七七七年入寂した。一方、ジムバはイルクーツクの印務處からバンディダ號を授與されたが、ザ・ヤ・エフの死後、そのハンボ號を繼承して、バンデ・ヤ・ハンボと號するようになった。これがバンディダー・ハンボの成立であり、それは一七八〇年のことであつたとおもう。

モンゴル帝國の對外文書について

海老澤 哲雄

モンゴル帝國の對外文書に關しては、すでに E. Voegelin の研

究がある。それは、一二四〇年代から五〇年代にかけてブラノッカルビニなどの修道士が西歐にもたらしたモンゴル側の文書を考察したものである。その研究によると、モンゴル側の文書には、モンゴル帝國は、實際には未完成であるが、神の命により、地上を獨占的に支配する國家であり、地上の國は、すべてそれに服屬すべきであるという論理が見られるという。

本報告では、先ず、一二四〇年代以前の、部分的・間接的に傳へられているモンゴル帝國の對外文書について考察し、右の Voegelin の所説を補強したい。

次に、一二四八年、ルイ九世に届けられた文書を取り上げる。當時、王は十字軍遠征のためキプロスに滞在していた。そこへ、小アジアなどの統治を委任されていたモンゴル部將エルチギティの使節と稱する者が訪れ、その部將の書簡なるものを渡した。それは、懇懃を極めた、キリスト教色の濃い、友好的な内容の書簡である。モンゴル帝國がさきのような論理をふりかざした服屬要求の文書を諸國に送っていたとすると、このときに限り、友好的な内容のものが送られたのは、どう理解すべきであらうか。この點について、P. Pelliot や J. Richard の所説を検討しつつ考察したい。

ウシュル・ウシュール・アーシャー

嶋田 襄平

(一) 'ushr は「十分の一」を意味するアラビア語であるが、イスラム法の用語としては、ムスリムに課せられた救貧税のうち土地所有

者の支拂う生産物の十分の一（この場合の複數形は *a'shar*）および商業税（この場合の複數形は *'ushur*）を意味する。ただし商業税の課税率はムスリム商人が四十分の一、ジンミー商人が二十十分の一、ハルビー商人が十分の一。

(二) ウマル二世の敕令「ウシュールは耕地の所有者以外からは廢止すべし」。

(三) ギブの説 (*Arabicca*, II, 1935, p. 12)。

(四) フォランドの説「ウシュールは常にムスリムまたは非ムスリムに課せられた非合法税、あるいはジンミーの商人および職人に課せられたジズヤを意味する。敕令のウシュールは前者」 (*Arabicca*, XIII, 1966, pp. 137—41)。

(五) ウシュールがアーシヤールと同じく用いられることについて。

(六) アブー・ウバイドの意見「商人から十分の一を徴収するのは、アラブおよびアジャムの諸王のジャーヒリーヤのスンナ。イスラムのフアリーダは四十分の一で、これ以上の率を徴収することが非合法」 (*Kitāb al-Annāl*, nos. 1638, 1640, 1641)。

(七) フアリーダと合致しない傳承。(1) ウシュールはムスリムになくジンミーのみ。(2) ウマル一世はムスリムからウシュールを徴収せず。

(3) ウマル一世はジャーヒリーヤの制度に従いジンミーからウシュールを徴収。ただしナバタイ人の小麦のみ二十十分の一 (*ibid.*, nos. 1632, 1639, 1660, 1667)。

墓誌についての二、三の考え

日比野丈夫

通説によれば、墓誌は魏晉にかけて立碑の禁が嚴重になつてから、小型の碑を作つて墓中に埋めたのがもとだといわれる。しかし、小型の碑を埋める風習はもっと早く後漢の初めから行われたのではない。前漢にはその風習がなく、地上には木の墓表を立て、墓中には必要があれば買地券を埋めたのであろう。

中國では本籍を尊重し、いかに遠隔の地で死んでも遺骸は故郷の祖先の地に葬るのが原則であつた。従つて、それがいろいろな事情で不可能となり一時的に他郷に葬つた場合、この事情を記して墓中に埋めたのが墓誌の始まりだつたのではないだろうか。つまり、いくつか機會を得て發掘し改葬することを豫期して、將來に備えたものであろう。後漢末から中國は動亂の渦中におちいり、ことに四世紀末からおこつた胡族の華北侵入、引き續く晉の南渡はますますその必要を高め、墓誌の製作が普及するに至つたのではないかと思う。

元代鄉村の戸等制

柳田節子

元代の戸等制については、これまで主として、モンゴルに固有の税糧・科差制との關係で考察されてきた。中國の國家の建設を意圖